

地域公共交通バリア解消促進等事業(ノンステップバス)について

1 地域公共交通バリア解消促進等事業について

地域公共交通バリア解消促進等事業については、ノンステップバスの導入に関する国の補助制度である地域公共交通確保維持改善事業のひとつとして、公共交通のバリアフリー化等を一体的に支援するために設けられているものである。

2 ノンステップバス購入に係る国の補助額

事業費の4分の1または補助対象経費と通常車両価格との差額に2分の1を乗じて得た額のいずれか少ない額

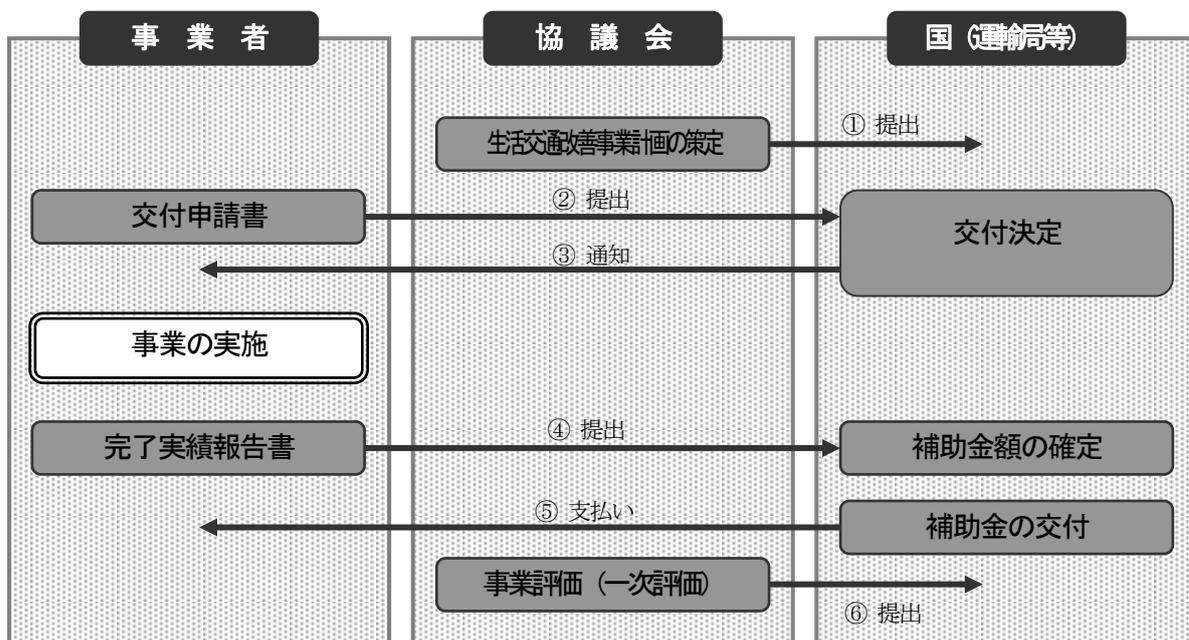
※国の運用方針により1台あたり1,400千円が上限。

3 補助事業における本市協議会の位置付け

本事業に係る国の補助を受けるには、地域協議会においてバリアフリー化設備等の整備に関する計画を策定することとされていることから、函館市生活交通協議会が「生活交通改善事業計画」を策定することとなる。

また、事業完了後の事業評価（一次評価）も、当協議会が行うこととなる。

※地域協議会には、オブザーバーとして関係市町の職員が参画する。



4 ノンステップバス導入に係る補助実績（平成28年度）

【導入台数】 超低床ノンステップバス 7台

【総事業費】 175,900,000円

【補助金額】 国：9,800,000円（7台分）

函館市：5,716,000円（うち6台分）

北斗市：1,756,000円（うち3台分）

七飯町：928,000円（うち2台分）